### 埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドライン

# 1 目的

一般競争入札の執行に当たっては、地元企業の受注機会を確保しつつ、公正な競争が確保できるよう、入札に参加できる企業の条件を定める必要がある。

そこで、各発注機関が同一のルール、手順に従って適正な参加条件を設定で きるよう本ガイドラインを定める。

## 2 適用範囲

本ガイドラインは、本県が一般競争入札により契約の相手方を決定する請負 工事の入札に適用する。

ただし、WTO政府調達協定対象工事の入札には適用しない。

### 3 入札参加条件設定手順

次の手順に従い、入札参加条件を設定する。

#### く手順1>

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第15条 (建設工事の請負に係る発注標準額)に基づき入札に参加できる者の格 付(ランク)を決定する。

ただし、必要に応じて資格審査数値等(〇〇点以上)を指定することができる。

#### <手順2>

当該工事を適正に施行するために必要な施工実績などの条件(※)を入札参加者に求める必要がある場合は、その内容を決定する。

#### <手順3>

当該入札に参加できる者の本店または主たる営業所の所在地を地域要件として定める。

※ 入札参加者に求める条件(特に配置予定技術者に求める条件)は 必要最小限とすること。

### 4 地域要件設定の基本ルール

「埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)」(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録された本店または主たる営業所を県内に有する者(以下「県内企業」という。)による施工が可能な工事の入札については、十分な競争性を確保することを前提に、県内企業の受注機会が確保できるよう次のルールにより地域要件を設定する。

#### <ルール1>

手順1及び2の条件を満たし、かつ、入札参加資格者名簿登載時の資格審査申請の際に当該工事と同分類の工事を受注希望工事に申請した企業の数(以下「応札可能者数」という。)は30者以上を基本とするが、登録業者数が少ない業種など、これにより難い場合(※)については応札可能者数を20者程度とすることができる。

また、県内全域を地域要件とする場合には、応札可能者数を<u>10者</u>以上とすることができる。

#### <ルール2>

入札に参加できる企業は固定させない。

- ※ 応札可能者数を20者程度とすることができる工事は以下のとおりとする。(具体例は別紙のとおり)
  - (1)地域に精通した地元企業での施工が求められる工事や特殊な工事で施工可能業者数が少ない工事
  - (2) 安全対策を講じても避けることのできない、工事を原因としない い突発的な事故により、第三者に被害が及ぶことが懸念され、こ のため緊急な対応が求められることが想定される工事
  - (3) 多くの入札参加者が見込まれ、競争性の確保が十分期待できる 工事

# 5 地域要件の単位地域

地域要件の単位地域は県土整備事務所管内を基本とするが、企業の数が多い 管内については区域を分割し単位地域とする。

この考えに基づき、企業の数が概ね均等となるよう県内に16の単位地域を設ける。(別紙単位地域区分図のとおり)

# 6 地域要件の設定方法

<ルール1>に従い、応札可能者数を確保する。

<ルール2>に従い、以下の手順で地域要件を設定する。

- (1) 県内企業のみで、応札可能者数が一定数以上揃う場合には以下の手順で県 内業者を対象とする地域要件を設定する。
  - ① 工事場所が存する単位地域とこれに隣接する1単位地域を合わせて 地域要件とすることを原則とする。

ただし、競争性を損なわない範囲で、工事場所が存する単位地域と これに隣接する市区町村の区域を合わせて地域要件とすることができ る。

- ② 競争性をより高めるため、順次近接する単位地域または市区町村の 区域を加え、地域要件を設定する。
- ※ 市区町村:平成17年1月1日以降に合併された市町村については、平成16年 12月31日時点の市町村の区域とすることも可能とする。
- (2) 県内全域を地域要件としても、県内企業だけでは応札可能者数が10者に 満たない場合には、入札参加資格者名簿に登録された事業所を県内に有する 県外企業も参加させることができる。
- (3) (2)において応札可能者数が10者に満たない場合には原則として地域 要件は設定しない。

ただし、応札可能者数を満たせば隣接都県等を含めた地域要件を設定することができる。

#### <附則>

このガイドラインは平成22年4月1日から施行する。

#### <附則>

このガイドラインは平成25年3月1日から施行する。

このガイドラインにより難いものについては別途定める。

執行状況を勘案し、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

#### <附則>

このガイドラインは平成26年10月1日から施行する。

# <附則>

このガイドラインは平成29年2月1日から施行する。

# 応札可能者数を「20者程度」とすることができる工事の具体例

- 1 地域に精通した地元企業での施工が求められる工事や特殊な工事で施工可能業者数が少ない工事
  - 例 1 特に機動力や土地勘のある地元企業での施工が求められる小規模修繕工事
    - ・ 交通安全施設の修繕に関する単価契約工事など
    - ・ 現道内の排水施設、擁壁、土留め等の修繕工事
    - ・ 歩道や路肩の補修工事
  - 例 2 山間部などの限られた地域内での工事であって、法面、法枠工事など、施工 可能業者数が少ない工事など
  - 例 3 建築・設備工事において、特に近隣住民対策等が必要となる工事
  - 例 4 施工箇所が複数点在しているなどの工事で、地域に精通した企業が施工 することにより効率的な現場作業が見込める工事
- 2 安全対策を講じても避けることのできない、工事を原因としない突発的な事故により、 第三者 に被害が及ぶことが懸念され、このため、緊急な対応が求められることが想定される工事
  - 例 1 道路内で行う片側交互通行や通行止めの交通規制を、施工時以外の時間も継続する工事
  - 例 2 河川内で行う住宅や公共的建物が近接し、かつ、河積阻害が生じる工事
  - 例 3 特殊な地形にある場所で、かつ道路や住宅に近接する工事
    - ・山間部などでの災害防除工事
    - 急傾斜地崩壊防止工事
  - 例 4 建築・設備工事において、自然災害予防による現場管理など、緊急な対応が 必要となる工事
- 3 多くの入札参加者が見込まれ、競争性の確保が十分期待できる工事
  - 例 1 舗装や交通安全施設関係等の工事で過去の実績から想定し、多くの入札参加者が見込まれる工事
  - 例 2 入札参加条件における過去の施工実績に、特定の工種や施工数量等の設 定をしない工事
  - ※ 上記に例示した工事はあくまで参考として挙げたものであり、これに限定するものではない。